

俊は少弐氏の領国筑前・豊前などを確実に脅かしていたからである。

面目を失った島津氏久は帰国し、南朝方に替わり、以後一〇余年間、了俊の九州統一を妨げた。大友親世も帰国したため、隈府攻撃は中止せざるを得なくなり、探題軍は筑後川の北岸へ撤退し、作戦の練り直しをすることになった。

第三節 大内・大友氏の豊前国進出

一 大内義弘の豊前入国

大内義弘の九州出陣 少弐冬資暗殺と水島の陣撤退後、再び大内氏が九州へ出陣し、今川了俊の九州平定事業を手助けする。

大内氏の九州渡海の最初は、これより一二年ほど前、斯波氏経の要請にこたえて、大内弘世が渡海し、いったんは豊前を掌中にすることに成功したが、翌年、二度目の出兵は、馬ヶ岳に敗戦し、香春岳で孤立して降参し、辛うじて帰国したものである。今川了俊の太宰府占領後帰国していた大内弘世へ、再び出兵を促したが、安芸方面での戦鬪に意を注いでいた弘世はこれにこたえず、大内弘世と不仲となっていた子息の義弘が、父の意向に逆らって、永和元年（一三七五）十二月ごろ、弟の満弘とともに三〇〇騎ほどの兵を率いて

豊後へ渡り、田原一族の吉弘氏輔入道一曇とともに、豊前に入り、下毛郡の野仲郷司の城に滞在していた今川氏兼と一緒に、筑前へ向かい、了俊に力を与えた。このとき、義弘は二十歳の若者であった。



大内義弘の花押

大内氏、豊前国守護へ 今川了俊は、豊前守護職を与えることを条件に大内義弘の来援を誘ったらしい。以後、大内義隆が滅亡する天文二十年（一五五二）まで、約一七〇年間余も、大内氏は豊前国守護として、豊前の人々に君臨した。

なお、大内氏の豊前国守護補任は、従来、応安七年（一三七四）とされたが、近来の研究で、康暦二年（一三八〇）ごろとされている（山口集正「南北朝期の豊前国守護について」『中世九州の政治社会構造』）。

次の『佐田家古文書』（『太宰管内志』豊前之十）は、永和二年（一三七六）十月以前に、大内義弘が豊前守護であったことを物語る。

八幡宇佐本宮御許山雜掌申す、豊前国宇佐郡佐田・深見両庄の事

代々の支証等被見し畢ぬ、探題ノ時は半済たりといえども、寺家へ渡し付けらるべきの状、件の如し

永和二年十月九日

陶周防守殿

散位判

（原文は漢文）

この史料の散位某とは二十歳と若い、任官前の大内義弘らしく、守護代と考えられる陶周防守へ下地の遵行を命じたものである。

これを補強する史料として、三月四日付の「今川了俊書状」（『田原達三郎文書』）がある。それは、国東半島の夷城（香々地町夷）に籠城する田原氏能へ、「その城を救援するため、軍勢を送ろうと考えているが、豊前路を進むと（少弐冬資誘殺直後のことでもあり）、大内家の人々が豊前守護職のことを疑って、気まずいことになるので、まず、大内方の了解を得てから、豊前路より軍勢を進めようと考えている」と述べているから、この史料が、大内義弘の豊前守護補任直後のものであり、永和二年三月のものと思われる。

更に、永和三年（一三七七）の『相良前頼代成恒種仲申状』（『成恒文書』）に「九月九日の探題御内書並びに応安八年正月廿六日、其時の守護霜台御遵行」とあることから、応安八年（一三七五）正月のころの豊前守護は今川氏兼で、永和三年には守護が代わっている。恐らく大内義弘が守護となつていて意味するものと考えられる。

今川了俊が、九州下向にあたって、備後・安芸の守護職を兼帯していたことは先述したが、九州では、豊前・肥前・筑後・肥後・日向・大隅の六か国守護職に加えて、水島の変後は、少弐氏の筑前、島津氏の薩摩を没収し、八か国の守護職を握り、これを探題分国と称して、一族の仲秋や氏兼、大内義弘や河尻・阿蘇氏を守護職に推挙する権限を持っていた。今川了俊は、今川氏兼を豊前から日向の守護へ、今川仲秋を肥前から肥後の守護へ移し、豊前守護職を大内義弘に与えて、その兵力を利用した。

宇都宮（佐田親賢）小法師丸申す、豊前国伊方並びに元永の事

先度申し候ところ、事行かず候よし歎き申し候、不便の事に候、相違無く返付せられ候はば然るべく候、父相討死の跡に候、忠節他に異なり候間、かくのごとく申し候、なおなお、無為の御計い候はば悦び入

り候、恐々謹言

（慶應元年）
三月十七日

大内左京大夫殿

了俊 在判

これは、佐田親景の祖父公景が、観応元年（二三五〇）十二月、一色道猷から、勲功の賞として与えられ、経景が、永和元年（二三七五）筑後山崎（立花町）の合戦で戦死したので、伊方庄（武藤対馬左近将監入道跡、田川郡方城町）と元永村（元永弥次郎入道跡、行橋市）の打ち渡しを求めたことに対し、了俊が豊前守護大内義弘へ遵行を依頼したものである。伊方庄も元永村も、直冬に与した少弐頼尚側の所領であり、このころ、大内氏家来に与えられていたのかもしれない。

この史料のように、探題分国においては、幕府↓今川了俊↓守護↓守護代↓守護代↓現地御家人の順序で文書が発せられている。

ところが、数年後、大内義弘は独自に、守護↓奉行衆↓守護代↓現地被官の命令系統で政務を執行し始める。

大内義弘の豊前守護代は、史料によると、

陶周防守弘綱↓陶尾張守弘長↓森掃部頭尚弘↓杉備中守重明↓森大和入道良智↓大内満弘

と変遷していることが分かる。いずれも周防・長門から派遣されており、まだ固定せず、短期間で交替している。

また、宇佐宮関係については、大内義弘が豊前国守護となつてからも、今川了俊が直接関与している。今

川了俊が大宰府在庁官人の代表として、大宰府管内の寺社の興行に務めたのであろう。宇佐大宮司選任の吹挙きよや下宮造営については、家臣の岩部宗宣を奉行として派遣し、豊前国内の宇佐神領の段銭を造営費用に充て、もし難渋するものに対しては、下地を没収して修理料所とするという態度で、段銭徴収に当たるといふ。守護大内義弘に命じている。

今川了俊の帰京

南北朝の合一が成立した三年後の応永二年（三九五）、今川了俊は九州探題を解任され、京都へ召喚された。帰京の了俊に対し、幕府はその二〇余年にわたる労苦に報いるのに、遠江半国の守護職を与えたのみだった。了俊はこれに不満で、後年『難太平記』を著し、その間の事情を次のように述べている。

大内義弘は、娘婿である大友親世と共に、了俊のことをしばしば讒言ざんげんした。細川頼之にかわって管領となった斯波義将よしかたも、了俊更迭に動き、洪川義行の子で、斯波義将の娘婿である洪川満頼を了俊の後任として準備していた。また、大内義弘に探題の座を狙う大望があったという噂を耳にした。

しかし、客観的に考えれば、九州八か国を探題分国として、守護推挙権を握る了俊の大権は、非常時のものであり、南北朝対立の終わった段階で、公方に返還されるべきであると考え、義満―斯波義将ラインにとつて、今川了俊は、一か国の守護山名氏に次いで、警戒すべき存在となっていたのである。

大内義弘の挙兵

大内義弘は約二〇年間、豊前国の守護を務めたが、豊前国の武士を自己の家臣団に組み込むには至らなかつたようである。しかし、長門国の有力国人を被官化して、杉氏などを豊前守護代として派遣し、豊前国に獲得した所領や代官職を与えて、その主従関係を強固にしていた。

杉備中守重明が、明徳元年（二三九〇）、宇佐郡院内の副越中守知行分を宛行われ、京都郡豆腐丸代官職と大野井庄代官職を宛行われているのはその例である。また、先述の伊方庄や元永村、下毛郡福永名（中津市湯屋）は「あるいは本所領と称し、あるいは城井の跡と号し」（『湯屋文書』）て守護方が知行しており、今川了俊は訴えを受けて、大内義弘に返付を命じている。大内氏は、係争地は闕所地として押さえ置き、給主が確定するまで、家臣に預け置くという方法をとった。

応永六年（二三九九）十月、大内義弘は謀反人として、堺へ誘い出され、討伐を受けた。世に応永の乱という。

この乱の原因について、『応永記』は①二年前の少弐氏討伐に、弟の伊予守満弘、六郎盛見はらに五〇〇〇余の兵をつけて渡海させ、満弘が戦死するほどの苦戦となったため、義弘が京から下向して鎮定したが、このとき、義満が、菊池方に義弘を討てとひそかに命じたこと、②山名氏清討伐の明徳の乱で、勲功の賞として和泉・紀伊二国を宛行われたが、これを改替するという噂、③弟満弘戦死について、今もって恩賞の沙汰がないこと、などをあげている。

これについて、京都から派遣された使僧絶海中津が「一々反論すると、義弘は「政道を諫め奉るため、関東の足利満兼と同心しているから、来月二日をもって、満兼と同時に参洛する」と答えて席を立ったので、和解交渉は決裂した。

義弘は兵五〇〇〇をもって、堺に築城し、幕府軍三万余と対峙し、やがて各所で激戦が始まり、義弘は壮烈な戦死を遂げた。